



2025年6月26日

各位

会社名 株式会社ソノコム
代表者名 代表取締役社長 高木 清啓
(コード番号 7902 東証スタンダード)
問合せ先 取締役業務部長 宮寺 利宗
(TEL. 03-3716-4101)

当社の取締役及び従業員に対する
譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日（以下、「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月25日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 26,400株
(3) 処分価額	1株につき825円
(4) 処分総額	21,780,000円
(5) 割当予定先	当社取締役（社外取締役を除く。）3名 3,000株 当社従業員 93名 23,400株

2. 処分の目的及び理由

2024年5月17日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」の通り、当社は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）が当社株式を所有することで当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度Ⅰ」といいます。）を導入することを、2024年5月17日の取締役会で決議しております。

また、2024年6月26日開催の第62期定時株主総会において、本制度Ⅰに基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額30百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度Ⅰに基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年30,000株以内とすることにつき、ご承認をいただいております。

また当社は、2024年5月17日付「譲渡制限付株式制度（従業員向け）の導入に関するお知らせ」の通り、当社の従業員（以下、「対象従業員」といいます。）が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社の企業価値の持続的な向上を目指すことを目的とすること、また、付与される株式に譲渡制限期間を設定することで、継続的な勤務を促すことを目的として、譲渡制限付株式制度（以下、「本制度Ⅱ」といいます。）を導入することを、2024年5月17日の取締役会で決議しております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱの目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役3名及び対象従業員93名（以下、総称して「割当対象者」といいます。）に対し、金銭報酬債権合計21,780,000円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）

す。)を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱに基づき、割当予定先である割当対象者 96 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 26,400 株 (以下、「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。また、本割当株式は、引受けを希望する割当対象者に対してのみ割当てるものであり、当該割当対象者に対して現物出資するための本金銭報酬債権が当社から支給されるものであるため、本制度Ⅱにより当社の従業員の賃金が減額されることはありません。

<株式割当契約の概要>

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下の通りです。

(1) 譲渡制限期間

各割当対象者は、下記期間中は、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

対象者	譲渡制限期間
対象取締役	本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日まで (以下、「本譲渡制限期間Ⅰ」といいます。)
対象従業員	2025年7月25日～2026年7月24日 (以下、「本譲渡制限期間Ⅱ」といいます。)

(2) 譲渡制限の解除条件

(本制度Ⅰ)

対象取締役が払込期日の直前の当社の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間 (以下、「本役務提供期間」といいます。)、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が本役務提供期間中に、正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合、対象取締役が保有する本割当株式のうち払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数 (但し、計算の結果1を超える場合は、1とします。)に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数 (但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。)の株式について、当該時点の直後の時点をもって、譲渡制限を解除いたします。

(本制度Ⅱ)

対象従業員が本譲渡制限期間Ⅱの期間中、継続して当社の従業員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象従業員が、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に、退職 (定年退職又は死亡による退職を除く。)した場合には、当社は当然に、その時点に対象従業員が保有する本割当株式の全部を、無償で取得いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間Ⅰ及び本譲渡制限期間Ⅱの期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画そ

の他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数（但し、その数が1を超える場合は、1とします。）に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2025年6月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である825円としております。これは、当社取締役会の決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上